平成２５年（フ）第３２５号
函館市日吉町３丁目34番16号
破産者　林　　テル
1　決定年月日　平成26年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第３１号
秋田県湯沢市岡田町９番34号
破産者　佐藤　久一
1　決定年月日　平成26年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２５年（フ）第１３１号
茨城県古河市上辺見2958番地　アメニテイハイツ203号
破産者　横山　和明
1　決定年月日　平成26年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第２０７号
茨城県古河市東山田2944番地470
破産者　木村　雄三
1　決定年月日　平成26年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第３６号
群馬県前橋市六供町753番地　キャッスル須永305号
破産者　狩野　　保
1　決定年月日　平成26年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２４１号
群馬県伊勢崎市下植木町980―17、住民票上の住所群馬県伊勢崎市富塚町232番地18
破産者　梶塚　　亮
1　決定年月日　平成26年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３０１号
群馬県佐波郡玉村町大字樋越754番地
破産者　八木ふぢ江
1　決定年月日　平成26年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１８５３号
横浜市瀬谷区北新23番地７
破産者　小野　葉子
1　決定年月日　平成26年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４８９号
横浜市西区浅間町３丁目175番地　三金ハイツ704号、開始決定時の住所横浜市戸塚区戸塚町753番地　グリーンパーク戸塚109号
破産者　福原　洋一
1　決定年月日　平成26年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１２３２号
横浜市港北区綱島東１丁目15番５―102号
破産者　岩瀬　弘季
1　決定年月日　平成26年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１７４９号
横浜市中区本牧原11番２―104号
破産者　宮澤　勝次
1　決定年月日　平成26年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１７９６号
横浜市戸塚区平戸２丁目15番５号
破産者　田口　　敦
1　決定年月日　平成26年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１８５７号
横浜市金沢区富岡東６丁目32番６―304号
破産者　岸　　康雄
1　決定年月日　平成26年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１８５８号
横浜市金沢区富岡東６丁目32番６―304号
破産者　岸　小百合
1　決定年月日　平成26年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１８９１号
横浜市青葉区青葉台１丁目15番地26　ホワイトマンション201
破産者　三浦　章子
1　決定年月日　平成26年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１９３２号
横浜市神奈川区菅田町1902番地
破産者　佐々木卓三
1　決定年月日　平成26年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１９３３号
横浜市神奈川区菅田町1902番地
破産者　佐々木洋子
1　決定年月日　平成26年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１３０号
長野県東御市滋野乙3297番地　医療法人碧水会信濃病院気付、住民票上の住所長野県南佐久郡小海町大字豊里241番地１
破産者　篠原　令二
1　決定年月日　平成26年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第１３７号
長野県上田市常磐城６丁目１番28号　パストラーレ102号、開始決定時の住所長野県上田市常磐城503番地１
破産者　塚本　展広（旧姓山崎）
1　決定年月日　平成26年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第２３号
長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉3892番地10
破産者　木村　智裕
1　決定年月日　平成26年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部